

運行管理規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この規程は、イルカ交通株式会社 運行管理規程 と称する。

(目的)

第2条 この規程は、旅客自動車運送事業規則(以下「運輸規則」という)第48条の2の定めに基づき、運行の安全確保に関する業務の基準並びに運行管理者(以下「管理者」という)の職務及び権限について定め、当社における事業用自動車の運行の安全を確保することを目的とする。

(運行管理の組織及び職分)

第3条 運行管理業務の組織及び職分は次のとおりとする。

- (1) 代表者または運行管理担当役員(以下「役員」という)は、当社の事業用自動車の輸送の安全及び旅客の利便に関する業務全般を総括する。
- (2) 役員は第4条の基準により営業所ごとに運行管理者を選任し、複数の管理者を選任する営業所にあつては、運行管理業務を統括する運行管理者(以下「統括運行管理者」という)を指名する。
2. 役員は営業所の運行管理者及び補助者(以下「運行管理者等」という)に対して、道路運送法等関係法令及び本規程に定める運行管理業務の的確な実行について適切な指導監督を行う。
3. 統括運行管理者は、所属営業所の運行管理にかかる業務計画を策定し、業務の的確な実行が図られるように運行管理者及び補助者を指揮監督し業務を統括すること。
- (1) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行う。
- (2) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を確立する。
- (3) 管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、運行の安全確保に努めなければならない。

(管理者等の選任)

第4条 運行管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから役員が任命する。

2. 運行管理者及び補助者を選任したときは、15日以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届けるものとする。これを変更、解任したときも同様とする。
3. 運行管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その業務を全般的に統括する統括管理者を役員が任命する。
4. 補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証の交付を受けた者又は国土交通大臣が認定する基礎講習を修了した者のうちから役員が任命する。
5. 補助者は運行管理者の指示に従い点呼の一部及び運行管理者の業務を履行補助する。
6. 補助者は運行管理体制等に明記している場合は他の営業所の運行管理業務を兼務することができる。

(管理者及び補助者の勤務時間等)

第5条 運行管理者及び運行管理補助者の勤務時間は就業規則による。ただし、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備するため、バス運行中は少なくとも1人の運行管理者は運転業務に従事してはならない。

2. 運行管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなければならない。

(管理者と補助者との関係)

第6条 運行管理者は、運行管理補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確に指示するものとする。

2. 補助者は、運行管理に関し処理した事項を速やかに管理者に報告するとともに裁決を得なければならない。

3. 運行管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負う。

第2章 管理者の権限及び職務

(権限)

第7条 運行管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有する。

2. 運行管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を代表者・役員等に助言し又は意見を述べることができる。代表者・役員は、管理者から助言があったときはこれを尊重する。

(職務)

第8条 運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という）第48条に規定する以下の職務及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

(1) 車掌を乗務させなければならない車両に車掌を乗務させること

(2) 天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること

(3) 運転者の乗務割を作成し、これに従い運転者を乗務させること

(4) 休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設並びに睡眠に必要な施設を適切に管理すること

(5) 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと

(6) 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれのある乗務員を乗務させないこと

(7) 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置すること

(8) 夜間の実車運行において、午前2時から4時の間に運行がある場合には、実車距離400km以内であっても交替運転手をあらかじめ配置しなければならない

(9) 乗務員が運行中疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全な運転を継続し、又はその補助を継続できないおそれがあるとき、当該乗務員に対して必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること

- (10) 事業用自動車の運転者に対し、点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し及びその記録を保存すること
- (11) 運転者に対し、乗務の記録をさせ、その記録を1年間保存すること
- (12) 運行記録計を管理し、その記録を1年間保存すること
- (13) 運行記録計による記録ができない事業用自動車を運行の用に供さないこと
- (14) 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存すること
- (15) 運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用すること
- (16) 運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者に携行させ、及び1年間その保存をすること
- (17) 選任された者その他旅客自動車運送事業者により運転者として選任された者以外の者に車両を運転させないこと
- (18) 乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと
- (19) 事業用自動車の乗務員に対し、指導、監督及び特別な指導を行うとともに、その記録を3年間保存すること
- (20) 運転者に対し、国土交通大臣が告示で定め、認定した者が行う適性診断を受診させること。
- (21) 事業用自動車が踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合に、当該自動車に赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えること
- (22) 運行管理の業務を補助させるための者に対する指導及び監督を行うこと
- (23) 当該運行が旅客の運送を目的としない場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する法令の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと
- (24) 自動車事故報告規則第5条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと

第9条 代表者は、管理者に対し、前条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

第3章 管理者の運行管理業務

(運転者の選任及び乗務)

第10条 運行管理者は、運転者の選任及び乗務に関しては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 運輸規則第36条に該当する次の者を運転者として選任してはならない。
 - イ 日日雇い入れられる者
 - ロ 2月以内の期間を定めて使用される者
 - ハ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）
 - ニ 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であつて実

質的に賃金の支払いと認められる行為を含む) を受ける者

ホ 新たに雇い入れた者については、別に定める乗務員指導要領による所定の教育を終了していない者及び初任運転手のための適性診断を受診していない者。

- (2) 運輸規則第 35 条により運転者として選任された者以外の者に車両を運転させてはならない。
- (3) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和 31 年政令第 256 号）の要件を備えない者に車両の運転をさせてはならない。（旅客の運送を目的としない場合を除く）
- (4) 旅客自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年 12 月 3 日国土交通省告示第 1676 号）による特定運転者（高齢運転者を除く）の特別な指導前に貸切バスの運転をさせてはならない（旅客の運送を目的としない場合を除く）

（運転者の確保）

第 1 1 条 運転者については、事業計画の遂行に十分な数の運転者を常に確保しなければならない。

2. 運行管理者は運転者の公休、有給休暇、病欠、欠勤、その他の過労防止等を考慮し、配置されている事業用自動車の数に応じて、業務遂行に十分な数の運転者を常時確保するように努めなければならない。

（車掌の乗務）

第 1 2 条 車両（乗車定員 11 人以上のものに限る）を運行するにあたり、次の場合には車掌を乗務させなければならない。

- (1) 車掌を乗務させないで運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車（被牽引自動車を除く）であつて道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 50 条の告示で定める基準に適合していないものを旅客の運送の用に供するとき
- (2) 車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき
- (3) 旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき

（乗務員台帳）

第 1 3 条 運行管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した乗務員台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

- (1) 作成番号及び作成年月日
作成番号は営業所ごとに選任した順序に従い、一連番号を付して重複させないものとする。
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の取得年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件

(6) 運転者の運転の経歴 道路交通法令違反の概要

道路交通法第108条の34の規程による通知を受けた場合には、通知の内容に基づき、その年月日、場所及び違反の種別を記載すること。また、通知がない場合であっても、事業用自動車走行中の道路交通法違反による処分の場合は、運転者から自主的に報告させ、その概要を記載すること。

(7) 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要を記載するが、原則として当該運転者が第1当事者と認められる事故の場合であり、明らかに第2当事者である場合は記載を要しないこと。

(8) 運転者の健康状態

定期健康診断等の受診年月日及びその所見を記載し、個人票又は健康診断の結果通知の写し等を添付保管すること。

(9) 第15条第2項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

事故惹起、初任及び高齢運転者（以下「特定運転者」という）に特別指導、適正（適齢）診断を受けさせた場合は、その内容と実施又は受診年月日を記載する。

(10) 運転者の写真（乗務員台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上3分身、無帽、正面、無背景のもの）

(11) 運転者の車種別の運転経歴について記載する

2. 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、3年間保存すること。

（事故の記録）

第14条 運行管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。（事故とは、道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう）

(1) 乗務員の氏名

(2) 車両の自動車登録番号その他当該車両を識別できる表示

(3) 事故の発生日時

(4) 事故の発生場所

(5) 事故の当事者（乗務員を除く）の氏名

(6) 事故の概要（損害の程度を含む）

(7) 事故の原因

(8) 再発防止対策

2 事故の記録は、当該営業所において3年間保存しなければならない。

（乗務員の服務規律の徹底）

第15条 運行管理者は運行の安全及び服務について、就業規則及び別に定める「乗務員の安全及び服務のための規律」に基づき指導徹底を図るものとする。

(乗務員の指導監督)

第16条 運行管理者は、運輸規則第38条（従業員に対する指導監督）に定める事項のほか、別に定める「乗務員指導要領」に基づき指導監督するものとする。指導監督にあたっては、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年12月3日付け国土交通省告示第1676号）に従い実施する。

2. 事故惹起者、初任運転者及び高齢運転者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。
3. 前項の指導監督については、実施した日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を指導記録簿に記載し1年間以上保存しなければならない。

(点呼の実施)

第17条 運行管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものとする。

2. 勤務その他の事情により運行管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。

(乗務前点呼)

第18条 運行管理者は、点検を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号により報告を求め、確認を行い、運行の安全を確保するため必要な指示をしなければならない。

- (1) 服装、身なりの点検を行うこと
- (2) 運転免許証、名札、体温などの確認
- (3) 酒気帯びの有無の確認については、アルコール検知器を用いること
- (4) 運転者からその日の心身状況を聴取し、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、乗務の可否を決定すること
- (5) 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと
- (6) 業務上定められた帳票、必要な携行品金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録・運行指示書等を運転者に渡すこと

2. 運行管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し出庫前点呼を出庫の10分から20分前までに実施させること

- (1) 運行記録計の通信等動作確認を行い、ドライブレコーダーの記録媒体の装着を確認すること
- (2) 日常点検の結果を確認し、運行前点検の確実な履行及び異常の有無等を確認すること
- (3) 自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、事故チェック表、非常信号用具、応急用器具、消火器、その他などの確認
- (4) 運行する道路状況、天候等安全運行に必要な指示及び注意を行うこと

3. 運行管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にすること。

- (1) 点呼執行者の氏名
- (2) 運転者名
- (3) 乗務する車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 点呼日時
- (5) 点呼の方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- (8) 日常点検の状況
- (9) 指示事項
- (10) その他必要な事項

(乗務途中点呼)

第19条 運行管理者は、夜間において長距離の運行を行う場合において次の事項に該当する場合、乗務途中点呼（中間点呼）を行わなければならない。

- (1) 実車運行する区間の距離が100Km以上の運行
- (2) 実車運行を開始する時刻若しくは運行を終了する時刻が午前2時～4時までの間のある運行又はその時刻をまたぐ運行
- (3) その他、状況に応じ運行指示書に指示がある場合など

運行管理者は、運転者に対して当該乗務途中の、指示書に記載されている場所において電話、その他の方法により点呼を実施させ、当該乗務にかかる自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができないおそれの有無について報告を求め、確認を行い、運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。

2. 運行管理者は点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にすること。

- (1) 点呼執行者の氏名
- (2) 運転者名
- (3) 乗務する車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 点呼日時
- (5) 点呼の具体的方法
- (6) 自動車、道路及び運行の状況
- (7) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- (8) 指示事項
- (9) その他必要な事項

(乗務後点呼)

第20条 運行管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号のとおり対面（運行上やむを得ない場

合は電話その他の方法)により乗務後の点呼を実施し、当該乗務に係る車両、道路及び運行の状況について報告を求め、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。また、当該運転者が交替した運転者に対して行った通告についても報告を求めなければならない。

- (1) 帰着後、速やかに行うこと
- (2) 営業所の定められた場所で行うこと
- (3) 運行車両の異音等、制動・操縦装置、灯火等の故障の有無、道路及び運行の状況について報告を受けること
- (4) 安全運行を確保するため必要と認められた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること
- (5) 乗務記録その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること
- (6) 苦情、遺失物があった場合は、その内容の聴取、受領
- (7) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと
- (8) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること

2. 運行管理者は点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にを行うこと。

- (1) 点呼執行者の氏名
- (2) 運転者名
- (3) 乗務する車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 点呼日時
- (5) 点呼方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
- (6) 車両、道路及び運行の状況
- (7) 酒気帯びの有無
- (8) 交替運転者に対する通告
- (9) その他必要な事項

3. 運行管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理する。

- (1) 異常のある自動車について、整備管理者に通報して確実に整備すること
- (2) 次の運行に必要な交通状況等の事項について、関係者に通報又は指示する等により、安全運行の確保について適切な措置を講ずること
- (3) 運転時間、休憩時間等の過不足がある場合は、過労防止、安全運転、所定時間内の輸送効率等の面から注意を要する運転者に対して具体的な指導を行うこと。

(行先地点呼)

第21条 運行管理者は、乗務の開始地又は終了地が遠隔地であるため、乗務前又は乗務後の点呼を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行い、運転者の酒気帯びの有無の確認については、

電話機に付属するモバイルアルコール検知器を持参させ、検知の結果を通信を介し、営業所に備える端末にて確認を行うものとする。

(点呼記録の保存)

第22条 運行管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から1年間保存しておくこと。

(アルコール検知器の有効性の保持)

第23条 運行管理者は、営業所に備えるアルコール検知器を、常時有効な状態に保持しなければならない。

(過労防止の措置)

第24条 過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って定めた事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。

2. 運行管理者は、乗務員の休憩、又は睡眠に必要な施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保持しなければならない。

3. 運行管理者は、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を車両に乗務させてはならない。

4. 運行管理者は、長距離運行、夜間運行等のため交替する運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示すること。

5. 運行管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示すること。

6. 運行管理者は、過労防止を勘案して次に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準(以下「乗務基準」という)を定めるものとする。

(1) 主な地点間の運転時間及び平均速度

(2) 休憩又は睡眠をする地点及び時間

(3) 交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間

7. 運行管理者は、乗務員が運行中疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全な運転を継続し、又はその補助を継続できないおそれがあるとき、当該乗務員に対して運行の中止、休憩の確保、運行計画の変更の指示等必要な措置を講じなければならない。

(乗務記録)

第25条 運行管理者は、乗務前点呼の際に運転者に対して、乗務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

(1) 運転者名

(2) 乗務した車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号その他の表示

(3) 乗務の開始、終了の地点及びにそれらの日時並びに主な経過地点並びに乗務した距離

(4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時

- (5) 休憩又は仮眠をした場合は、その地点及び日時
 - (6) 睡眠をした場合は、当該施設の名称及び位置
 - (7) 道路交通法第 67 条第 2 項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因
 - (8) 車掌が乗務した場合は、その車掌名
 - (9) 車掌が業務を交替した場合は、交替した車掌ごとにその地点及び日時
 - (10) 旅客が乗車した区間
2. 運行管理者は、前項の記録(以下「乗務記録」という)の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。
3. 運行管理者は、乗務記録を 1 年間保存しなければならない。

(運行記録計による記録)

- 第 2 6 条 運行管理者は、道路運送車両の保安基準第 48 条の 2 第 2 項の基準に適合する運行記録計を備えた車両に運転者が乗務する場合は、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙を交付し、乗務後点呼の際にこれらの記録した用紙を提出させるものとする。
2. 運行管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。
3. 運行管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であって、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならないものとする。
4. 運行管理者は、記録用紙を記録の日から 1 年間保存しなければならない。

(経路の調査)

- 第 2 7 条 運行管理者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、当該経路の状態に適すると認められる車両を使用しなければならない。

(運行指示書による指示等)

- 第 2 8 条 運行管理者は運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行うとともにこれを運転者に携行させるものとする。
- (1) 運行の開始・終了の地点及び日時
 - (2) 乗務員の氏名
 - (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - (4) 旅客が乗車する区間
 - (5) 運行に際して注意を要する箇所的位置
 - (6) 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る)
 - (7) 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る)
 - (8) 睡眠に必要な施設の名称及び位置
 - (9) 運送契約の相手方の氏名又は名称
 - (10) その他運行の安全を確保するために必要な事項

2. 運行の途中において、運行指示書と異なる運行を行う場合には、運行管理者の指示に基づいて行うよう運転者を指導すること。
なお、運行管理者が変更の指示を行った場合、運転者は当該変更の内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を運行指示書に記載しなければならない。
3. 運転者が運転中に疲労や眠気を感じた時には、運行管理者の指示を受ける前に運転を中止し、その後速やかに運行管理者に連絡を取り、指示を受けなければならない。
4. 運行管理者は、運行指示書を運行の終了の日から1年間保存しなければならない。

(車内の掲示)

第29条 運行管理者は、車内の掲示について運転者に指導するとともに、各表示装置及び各表示事項等について定期的に点検・修理を行い、常に明瞭な表示が保たれるよう、乗客に見易いように実施しなければならない。

(車両の清潔保持)

第30条 運行管理者は、車両を常に清潔に保持するよう指導監督に努め、定期的に清掃状況を確認しなければならない。

(応急用器具、故障時の停止表示器材及び非常信号用具の備付)

第31条 運行管理者は、各車両に次の各号の用具を備え付け、その取扱方法について乗務員を指導監督するものとする。また、有効期限のある器具については期限切れに留意し、常に完全な機能があるものを備え付けなければならない。

- (1) 予備タイヤ、ジャッキ、予備電球、予備ヒューズ、その他応急器具
- (2) 赤色旗、赤色合図灯、発煙筒等非常信号用具、消火器
- (3) 高速道路における故障時の停止表示器材

(運行中断時の措置)

第32条 運行管理者は、車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している乗客のために、状況に応じて運転者に指示し、次の各号に掲げる事項に関して適切な措置をしなければならない。

- (1) 旅客の運送を継続すること
- (2) 旅客を出発地又は目的地まで送還すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を保護すること

(事故発生時の措置)

第33条 運行管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。

- (1) 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること
- (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること
- (3) 警察官に報告し、指示を受けること

- (4) 運行管理者に緊急連絡し、指示を受けること
- (5) 遺留品を保管すること

2. 運行管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする

- (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示する事
- (2) 軽微な事故を除き、事故現場の状況を把握する必要があると認められる場合には、現場に急行し警察官、事故の相手方、目撃者の意見を聴取する等事実の把握に努めること
- (3) 目撃者、相手方の意見を聴取する他事故状況を記録し、現場の写真を撮影するなどして原因究明及び事故解決の資料とすること
- (4) 代替輸送が必要なときは、その措置を講ずること
- (5) 重大な事故のときは直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること
- (6) 関係者と折衝し、以降の処置について打合わせる事

(事故防止対策)

第34条 運行管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事故防止のための措置を講じなければならない。

- (1) 行政機関や関係団体が発する事故防止等に関する情報を積極的に活用し、掲示板等を利用し社内周知の徹底を図るとともに、当該情報等を活用して運転者教育を実施する。
- (2) 事故(軽微な事故を含む)については、その内容、原因等を記録して資料として整理しておき、実例体験(ヒヤリハット)の概要・原因分析をまとめ再発防止を検討し、運転者教育を実施する。
- (3) 教育指針による指導監督と併せて、当該地域の道路状況、運行実態、事故統計を分析し、運転者に対して継続的にかつ計画的に指導すること。
- (4) 道路、交通、事故状況等に関する情報(ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他)を整理し、速やかに事故防止対策を樹立するものとする。
- (5) 地方運輸局長が自動車事故報告規則第5条により事故防止対策を定めたときは、これを従業員に対して周知徹底すること。
- (6) 疾病、疲労等に起因する事故を未然に防ぐため、衛生管理者、産業医と協力して定期健康診断結果に基づいた注意・指導及び日ごろの健康管理について指導教育を実施すること。

(異常気象時等の措置)

第35条 運行管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと
- (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関との連絡体制を確立しておくこと
- (3) ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所要の措置を講ずること

- (4) 異常気象時などにおいて運行の中断を行う場合における乗務員との連絡方法など緊急連絡体制を確立しておくこと

(研修等)

第36条 運行管理者及び補助者は、運輸規則第48条の4の規定により国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を受講するとともに、その職務遂行上、必要な知識及び実務について、運輸支局長が行う研修及び社内研修を受けなければならない。

2. 運行管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の習得に努めなければならない。

- (1) 車両の運転、構造、装置及び取扱いに関すること
- (2) 乗務員の健康管理に関すること
- (3) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること
- (4) 道路の構造及び地理に関すること
- (5) 運行計画作成の知識、技能に関すること
- (6) 気象情報に関すること
- (7) 非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること
- (8) 運転者の適性診断に関すること
- (9) 道路運送法、運輸規則、旅客自動車運送事業報告規則、道路運送車両法、自動車事故報告規則、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法、道路交通法、自動車損害賠償保障法、その他業務の遂行に必要な知識
- (10) 自動車損害賠償責任保険に関すること
- (11) その他必要な知識(関係法令等)

(乗務員の指導教育)

3. 運行管理者及び補助者は運行の確保、接客態度及び労働モラルの向上、運行の効率化、業務の適切な遂行に必要な次の事項の教育指導及び適正診断の受診を実施すること

- 1 年間教育計画の作成
- 2 日常教育
- 3 必要な都度行う教育
- 4 特別な教育指導及び適性診断を受診させること
 - (1) 事故惹起者に対する教育指導及び適性診断を受診させること
 - (2) 新規採用運転者に対する教育指導及び適性診断を受診させること
 - (3) 乗務しようとする事業用自動車について必要な乗務の経験を有しない運転者に対する指導をすること
 - (4) 高齢運転者に対する教育指導及び適性診断を受診させること
 - (5) 適性診断の受診結果に基づく運転者への助言をおこなうこと

(事故報告等)

第37条 運行管理者は、事故発生のつど、内容を検討し自動車事故報告規則第2条に該当する場合は30日以内に事故報告をすること。又速報に該当するものは、24時間以内において可能な限り速やかに概要を電話等により運輸支局長に速報すること。

(事故の記録等)

第38条 運行管理者は、事故発生30日以内に次の事項を記載した事故記録を作成し、役員及び指導主任者等に報告するとともに営業所に3年間以上保存しなければならない。

- (1) 運転者の氏名、性別、年齢、運転経歴、当日の乗務開始時刻
- (2) 事業用自動車の番号（登録番号又は社内における識別番号）
- (3) 事故の発生日時、天候
- (4) 事故の発生場所、道路の状況（見取り図等添付）
- (5) 事故の当事者の氏名、性別、年齢、連絡先
- (6) 事故の概要
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止策

(シートベルト)

第38条 管理者は、乗務員に対し道路交通法第71条の3（普通自動車等の運転者の遵守事項）の規定に基づきシートベルトの着用を義務づけること。

2. 管理者は、乗務員に対し乗客の安全を確保するため、次の各号について徹底すること。

- (1) シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
- (2) 車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
- (3) 発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること

(運転基準図 乗合)

第39条 運行管理者は次の各号に挙げる事項を記載した運転基準図を作成し営業所等に備え、これにより運転者に対し適切な指導をしなければならない。

運転基準図は、計画的路線の巡視並びに乗務員の報告等に基づきその実態の把握に努め、変更が生じたときは、速やかに修正して常時完全なものとして乗務員に対する指導の徹底を図り運行の安全に努める。

- (1) 停留所の名称及び位置ならびに隣接する停留所間の距離
- (2) 標準の運転時分及び平均速度
- (3) 道路の主な勾配、曲線半径、幅員及び路面の状態
- (4) 踏切、橋、トンネル、交差点、待避所及び運行に際して注意を要する箇所の位置
- (5) その他運行の安全を確保するために必要な事項

(運行表の作成及び早発の禁止)

2. 運行管理者は安全運行を図るための注意事項等運行に必要な事項を記載した運行表を作成して運転者に携行させること

運行表は、乗務前点呼の際に運転者に手渡しし、乗務後の点呼の際に運転者から回収すること

- ・発車時刻の厳守（早発の禁止）
- ・起点及び終点の停留所、乗降客の多い停留所ならびに運行上必要な停留所等の主な停留所
- ・当該停留所の発車時刻及び到着時刻
- ・運転区間、走行距離
- ・その他運行に必要な事項

附 則

本規程実施年月日

平成 27 年 1 月 21 日 実施

令和 2 年 9 月 20 日 改正

事業者名 イルカ交通株式会社